

平成23年4月20日  
船工23第50号

会 員 各 位

社団法人日本船用工業会  
会長 赤 阪 全 七

### 輸出用船用製品の放射線測定に係る確認書について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業運営に関しまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害の広まりを受け、国土交通省海事局（国）及び日本海事協会（NK）では、輸出用船用製品の放射線測定結果に係る確認書発行事務を開始したところです（別紙（国交省）参照）。

この確認書発行事務の開始に当たり、各会員のニーズを踏まえ、本事務が円滑に実施される様、国及びNKと本事務に関する実施要領等について協議・調整してきたところですが、下記のとおり実施することとなりましたので、お知らせします。

なお、国及びNKのご配慮により、本件に係る一切の手数料は無料です。

敬具

### 記

1. 国及びNKの申請は、当会を窓口として申請する。
2. 申請は、別添（船工1）「申請要領」に従って申請する。
3. 放射線の測定については、別添（船工3）「船用製品の放射線測定に係る管理規程」に従って行う。
4. 前項3の測定結果については、別添（船工5）及び別添（船工6）に記載する。

### 〈添付資料〉

- ・別紙（国交省）：我が国造船所が建造する船舶及び我が国船用製品製造事業者が製造する船用製品に関する放射線測定（確認書の発行）について
- ・別添（船工1）：申請要領
- ・別添（船工2）：船用製品に対する放射線測定に係る確認書の発行申請書
- ・別添（船工3）：船用製品の放射線測定に係る管理規程
- ・別添（船工4）：船用製品の放射線測定に係る管理規程（作成例）
- ・別添（船工5）：船用製品の放射線測定結果
- ・別添（船工6）：A図製品（サンプリング）及びB図（梱包状態）
- ・別添（船工7）：連絡先
- ・参考：諸外国・地域における放射線検査実施状況等（鈹工業分野）

以上